

＜ 補助対象者 ＞

☆オフィス開設事業の交付決定者



＜ 補助対象事業 ＞

☆オフィス開始日の3か月前から後1年6か月を経過する期間内に、次のいずれかに該当する者の雇用実績があること。**（6か月以上の継続雇用が要件）**



新規雇用枠：新たに日光市民を正社員（※）として雇用

移住者枠：役員等または既存正社員が日光市に転入

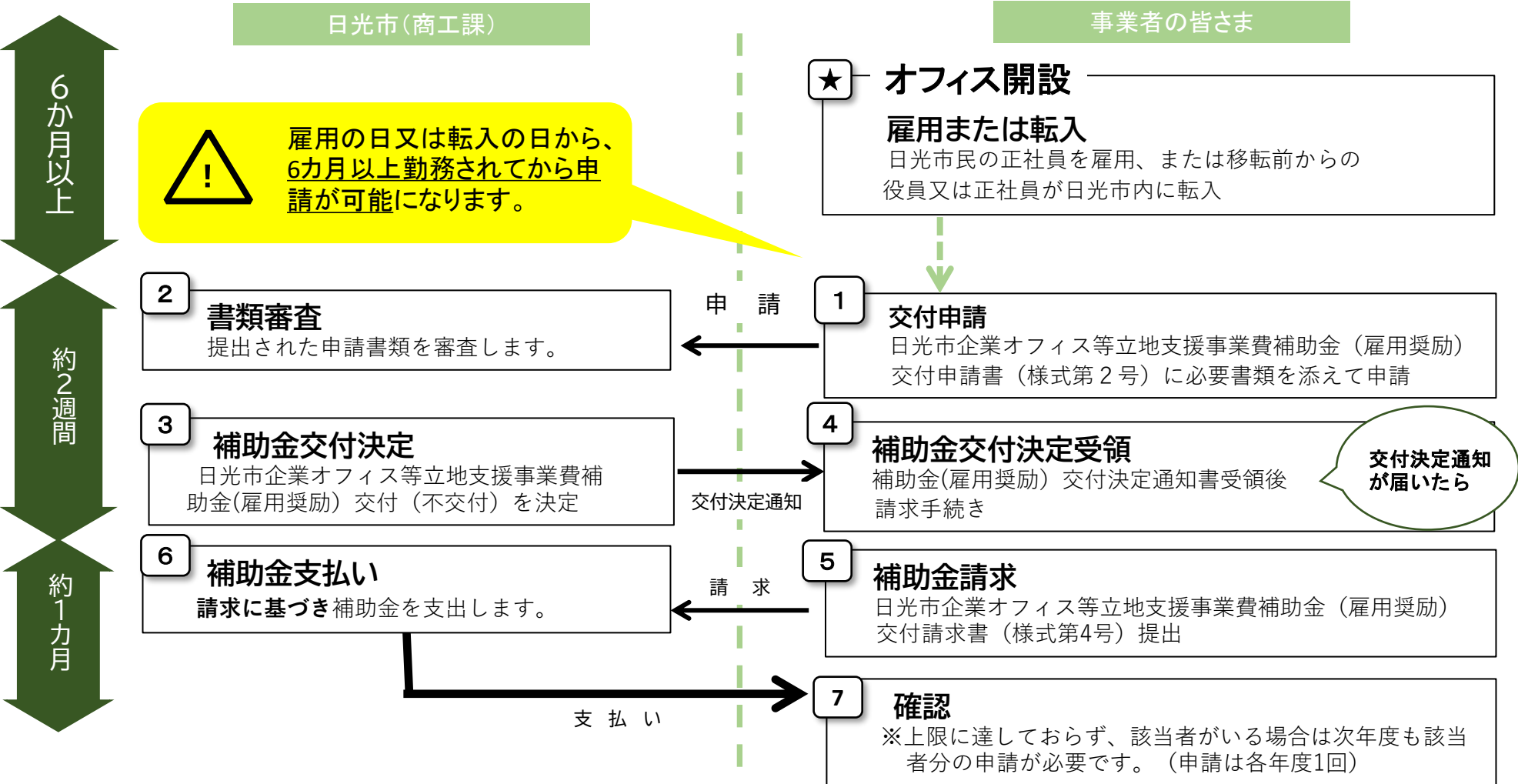
※正社員とは、労働契約期間の定めがなく、所定労働時間が週30時間を超える直接雇用の社員を指します。

＜ 補助金額 ＞

20万円/1名 1事業者当たりの上限額**200万円（10名分）**

※申請から2年以内に上限人数分の範囲で複数回の申請が可能です。

＜ 手続きの流れ ＞



雇用奨励事業提出書類

＜＜申請時に必要な書類＞＞

- 補助金交付申請書（様式第2号）
- 雇用状況説明書兼同意書（様式第3号）
- （1）対象者に賃金を支払ったことを証する書類
- （2）対象者の雇用形態及び雇用保険への加入を証する書類
- （3）対象者の住民票の写し
- （4）オフィス等開設事業に係る補助金交付決定通知書の写し
- （5）その他市長が必要と認める書類

＜＜請求時に必要な書類＞＞

- 補助金（雇用奨励）交付請求書（様式第4号）
- ※雇用奨励事業補助金等交付決定通知書の写しを添付

雇用奨励事業はオフィス開設事業の交付決定者が補助対象者になります。
該当する費用ごとに手続きが必要になります。